

食品表示制度の概要

実践女子大学 学長

田島 眞

1. 食品表示は生産者から消費者へのメッセージ

そもそも食品表示は何のためにあるのでしょうか。昔は食品に表示などありませんでした。それは生鮮食品であればその良し悪しは消費者が判断できたからです。これが加工食品になると、加工前の原材料は見てわかりませんし、どんな添加物を使っているのかも言われなければわかりません。そこで表示が必要になったのです。いわば表示は生産者から消費者へのメッセージです。メッセージ（手紙）ですから生産者と消費者が遠くに離れているときに必要です。消費者が生産者に直接、問いたすことができる場合は不要です。屋台で売られる食品や、インスタ製造される食品には表示がありません。

食品表示は不特定多数の者に販売する商品に義務付けられています。個人の贈物とか、学校のバザーなど、限られた人のみを対象にした場合は不要です。

2. 表示したい情報から知りたい情報へ

食品表示は、最初は食品衛生法のみで規制されていました。消費者に安全な食品を提供するために、いつ・どこで・だれが作ったのか、何から作られているのか、といった健康被害が発生した時に、原因追究できることを可能とする情報を表示義務としました。

一方、JAS法は、元々、任意のJAS規格を定めていたのですが、昭和45年に大改正され（農林物資規格法からJAS法へ）、品質表示の適正化も定められました。ここでは、生鮮食品の原産地とか、有機農産物であるかといった品質に係る表示が義務付けられています。ただ、商品を差別化するために表示するという側面があります。健康増進法による加工食品の栄養表示もそうです。栄養をアピールするために栄養表示が行われます。

平成25年に成立した食品表示法（平成27年施行）は、この概念を転換しました。条文第1条に書かれているとおり、「一般消費者の利益の増進を図る」ために表示は行われると明記されています。食品表示法の所管が消費者庁であることの表れです。

よく食品の安全と安心ということばが使われます。「安心な食品」ということばは使われますが、「安心な自動車」とはいいません。「安全な自動車」とはいいます。自動車に関する情報が全て開示されているからです。食品も情報を全て開示すれば「安心な食品」ということばは、死語になるでしょう。

3. 表示の目的には3つある

(1) 安全に係る表示

例えば期限表示です。消費期限内に消費しないと食中毒の危険性があります。添加物使用の有無、アレルギーに係る表示なども含まれます。

(2) 品質に係る表示

例えば、原産地表示です。どこで採れたかで安全性には関係ありません。しかし、品質には差があります。有機農産物の表示もこの類です。

(3) 健康増進に係る表示

特別用途食品（トクホを含む）、機能性表示食品の表示、加工食品の栄養成分表示などです。

4. 食品表示法で解決されなかった問題

(1) 中食・外食のアレルギー表示

食品表示法では、アレルギー表示が強化されました。代替表示の大幅制限です。例えば、これまでマヨネーズを義務表示である卵の代替として認めていたのを、今回から認めません。近年、増加している中食・外食のアレルギー表示の義務化は見送られました。

(2) 遺伝子組換え食品の表示

遺伝子組換え農産物を使用した加工食品のその旨の表示が限られた製品のみ義務付けされている状態は、そのままです。分かりにくい分別・不分別表示もそのままです。

(3) 加工食品の原料原産地表示

加工食品の原料の原産地の表示は、加工度が低い食品に限られています。加工度が高くなると、原料の品質差が製品の品質に影響を及ぼさないと考えているからです。消費者にとっては、加工度が高いものも表示対象にすべきと主張し、消費者基本計画にも記載されていますが、今回は見送られました。

(4) 添加物表示

加工食品の製造・加工時に使用された添加物は、原則として全て表示されますが、原則としてであって表示されないものが多数あります。また、一括表示も認められています。これを改正することは見送られました。

(5) 製造年月日表示

いつ・どこで・だれがその商品を作ったのかは消費者が最も知りたい情報です。今回、どこで・だれが作ったのかは、製造所固有記号の原則廃止でかなり改善されました。いつというのは、期限表示のみで製造年月日が非表示なのはそのままです。

5. 関連法規

食品表示法以外で、食品を含む商品の表示に係る法規制には、次のものがあります。

旧薬事法・・・疾病予防・治癒に係る表示の禁止

景品表示法・・・嘘や誇大な表示を禁止

計量法・・・商品の重量や容量の表示の基準

容器包装リサイクル法・・・容器の材料の種別を示すマークの義務

講師プロフィール

田島 眞 (たじま まこと)

実践女子大学 学長



略歴

- 1971年 東京大学大学院博士課程修了（農学博士）
- 1971年 農林省食糧研究所（現：食品総合研究所）入所
- 1989年 農林水産省中国農業試験場
- 1991年 実践女子大学家政学部教授
- 2013年 同 学長（現在に至る）
- 2009年から2013年 内閣府消費者委員会委員 食品表示部会長